



# 茨城県報

第843号

平成9年4月3日

木曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●青少年に有害な興行の指定(女性青少年課).....	1
●救急告示病院の申出の撤回(医療整備課).....	2
●救急医療所の認定(〃).....	3
●初診の非紹介患者加算料に係る適用除外(〃).....	3
●被爆者一般疾病医療機関の指定及び指定の辞退(保険予防課).....	3
●指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の指定(健康増進課).....	4
●保安林の指定の解除の予定(2件)(林業課).....	4
●保安林の指定の予定(〃).....	5
●換地計画の決定(農地管理課).....	5
●土地収用法による事業の認定(用地課).....	6
●道路の区域の変更(3件)(道路維持課).....	6
●道路の供用の開始(3件)(〃).....	7
●電線共同溝を整備すべき道路の指定(5件)(〃).....	8
●都市計画事業の認可(公園街路課).....	9
●指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(出納第一課).....	10
(公安委員会)	
●警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施.....	10
●緊急自動車の指定.....	11
公 告	
●茨城県土地利用基本計画の変更(水・土地計画課).....	12
●争議行為の予告通知の公表(労政課).....	12
●シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更(職業安定課).....	13
●都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課).....	13
●平成9年度宅地建物取引主任者に対する講習会の実施(建築指導課).....	14
正 誤	
●平成9年3月27日付け茨城県報号外第39号中.....	15

## 告示

### 茨城県告示第403号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
1149	映画	喪服教師 のどの奥まで	新 日 本 映 像
1150	映画	新日本映像ニュース 〈喪服教師 のどの奥まで〉	新 日 本 映 像
1151	映画	変態一家 兄貴の家庭教師	新 日 本 映 像
1152	映画	新日本映像ニュース 〈変態一家 兄貴の家庭教師〉	新 日 本 映 像
1153	映画	巨乳レイプ 強制パイズリ	大 蔵 映 画
1154	映画	未亡人下宿 熱い喘ぎ	新 東 宝 映 画
1155	映画	シミ着き令嬢 贅沢な舌技	大 蔵 映 画
1156	映画	スケベすぎる女ども	大 蔵 映 画
1157	映画	若妻不倫 乱れくくる	大 蔵 映 画
1158	映画	トイレの不倫 人妻援助交際	新 日 本 映 像
1159	映画	痴漢極楽指めぐり	大 蔵 映 画
1160	映画	好きもの女房 ハメ狂い	新 東 宝 映 画
1161	映画	痴漢電車 人妻ストーカー	新 日 本 映 像
1162	映画	新日本映像ニュース 〈トイレの不倫 人妻援助交際〉	新 日 本 映 像
1163	映画	新日本映像ニュース 〈痴漢電車 人妻ストーカー〉	新 日 本 映 像

茨城県告示第404号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
落 合 病 院	真壁郡協和町小栗5616-1

茨城県告示第405号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急診療所である。  
 なお、当該診療所に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成12年4月2日である。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人社団真聖会 落合医院	真壁郡協和町小栗5616-1

茨城県告示第406号

茨城県立病院診療等徴収条例（昭和37年茨城県条例第66号）第2条第1項の表他の医療機関からの文書による紹介なしに初診を受ける場合の項に規定する知事が別に定める場合は次のとおりとする。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 病床数が200床未満の病院における初診の場合
- 2 救急患者その他緊急に診療を要する者が受ける初診の場合
- 3 国の公費負担医療制度の受給者が受ける初診の場合
- 4 県の医療費助成事業の受給者が受ける初診の場合
- 5 HIV感染者が受ける初診の場合（県立中央病院における者に限る。）

茨城県告示第407号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定し、同条第2項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医 療 法 人 大 橋 会	水戸市見川町2131の1560	平成9年2月21日
け や き 台 薬 局	水戸市酒戸町1577-8	平成9年2月27日
石 川 中 央 薬 局	水戸市石川4丁目4045-1	平成9年2月27日
平 島 医 院	西茨城郡岩瀬町大字岩瀬198番地	平成9年3月4日
有限会社大成堂薬局佐野店	ひたちなか市高場神田後191-4	平成9年3月3日
そ よ か ぜ 薬 局	那珂郡那珂町菅谷3307芳野屋テナントB	平成9年2月26日
大 舟 津 薬 局	鹿嶋市大舟津3188-2	平成9年3月3日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新 村 薬 局	取手市戸頭4-3-5	平成9年2月20日
山 中 内 科 ク リ ニ ッ ク	土浦市中村南5-30-39	平成9年3月7日
南 山 堂 薬 局 中 村 店	土浦市中1058	平成9年3月14日

(辞退)

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有 限 会 社 大 成 堂 薬 局	ひたちなか市笹野町二丁目2番28号	平成8年2月28日
染 谷 薬 局	鹿嶋市神栖町大野原2-21-33	平成8年3月7日
医 療 法 人 大 橋 病 院	水戸市松本町1番3号	平成8年2月21日

## 茨城県告示第408号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条の4第1項の規定により、次のとおり指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者を指定したので、老人保健法第46条の17の9第1号及び健康保険法第44条の12第1号の規定により告示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

指 定 年 月 日	指 定 老 人 訪 問 看 護 事 業 者 及 び 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 の 名 称 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	老 人 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 及 び 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン の 名 称 及 び 所 在 地
平成9年3月25日	医療法人社団 協栄会 水戸市石川4丁目4040番地32	訪問看護ステーション ふたりしずか 水戸市石川4丁目4040番地32

## 茨城県告示第409号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿嶋市大字荒井字後343の10、大字浜津賀字南433の2
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

茨城県告示第410号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿嶋市大小志崎字浜山651の5
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

茨城県告示第411号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 保安林の所在場所  
那珂郡東海村照沼字上十二町652
  - 2 指定の目的  
風害の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、水戸那珂地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び東海村役場に備えておいて縦覧に供する。）

茨城県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業那珂西部地区第一換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成 9 年 4 月 4 日から平成 9 年 5 月 2 日まで

## 3 縦覧の場所

水戸市役所  
那珂町役場

## 茨城県告示第 4 1 3 号

土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 2 0 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 2 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 9 年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 起業者の名称

北茨城市

## 2 事業の種類

北茨城市老人福祉センター・デイサービスセンター保全事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

茨城県北茨城市華川町白場字駒木地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 土地収用法第 2 6 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

北茨城市役所

## 茨城県告示第 4 1 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 9 年 4 月 3 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 9 年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 笠間緒川線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
東茨城郡御前山村大字下伊勢畑字久保1380番2地先から 東茨城郡御前山村大字金井字家ノ前129番3地先まで	旧	最大 42.0 最小 6.9	702	御前山橋 架け替え
	新	最大 42.0 最小 6.9 最大 72.8 最小 14.8	702 716	

茨城県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成9年4月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 石岡常北線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
石岡市大字石岡字行里川13210番1地先から  石岡市大字石岡字行里川13283番1地先まで		旧	最大 20.0	568	
			最小 6.2		
			最大 45.0	704	
			最小 14.0		
新	最大 45.0	704	旧道移管		
	最小 14.0				

茨城県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成9年4月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上新田木原線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要	
稲敷郡美浦村大字馬掛字富士の下110番地先から  稲敷郡美浦村大字馬掛字根木内950番地先まで		旧	最大 15.7	240		
			最小 14.0			
			最大 44.0	240		ロードパーク 新 設
			最小 14.0			

茨城県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成9年4月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道上新田木原線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字馬掛字富士の下110番地先から  
稲敷郡美浦村大字馬掛字根木内950番地先まで
- 3 供用開始の期間 平成9年4月3日

~~~~~

#### 茨城県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成9年4月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道土浦竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 土浦市大字小岩田西一丁目1201番1地先から  
土浦市大字小岩田西一丁目1214番1地先まで
- 3 供用開始の期間 平成9年4月10日

~~~~~

#### 茨城県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成9年4月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道水戸茂木線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡常北町大字上入野698番1から  
東茨城郡常北町大字上入野2460番1地先まで
- 3 供用開始の期間 平成9年4月15日

~~~~~

#### 茨城県告示第420号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。  
平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 125号
- 3 区 間 土浦市大和町5番6地先から  
土浦市中央町2丁目2番12地先まで

~~~~~

#### 茨城県告示第421号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。  
平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌



- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦停車場線
- 3 区間 土浦市大和町1番1地先から  
土浦市大和町5番5地先まで

茨城県告示第422号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿島神宮線
- 3 区間 鹿嶋市宮中1-6-27番地先から  
鹿嶋市宮中2-1-1番地先まで

茨城県告示第423号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸神栖線
- 3 区間 水戸市宮町2丁目1番地先から  
水戸市宮町1丁目6番142地先まで

茨城県告示第424号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩停車場線
- 3 区間 高萩市春日町1丁目1番2から  
高萩市本町2丁目11番まで

茨城県告示第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
下館市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
下館・結城都市計画公園事業  
3・3・002 下岡崎近隣公園
- 3 事業施行期間  
平成9年4月3日から平成12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

#### 茨城県告示第426号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関を定める告示の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

本文 2のただし書き中

「農業改良資金償還金及び畜産振興資金償還金並びにこれらに係る違約金等の収納の事務は、茨城県信用農業協同組合連合会に限るものとする。」

を

「農業改良資金償還金及びこれに係る違約金等の収納の事務は、農業改良資金貸付事業に係る私人委託契約をした茨城県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合に限るものとする。」

に改める。

~~~~~

#### (公 安 委 員 会)

#### 茨城県公安委員会告示第10号

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び第11条の6第2項第2号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成9年4月3日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

- 1 講習期間
  - (1) 警備員指導教育責任者  
平成9年5月12日(月)から5月19日(月)まで(土、日曜日は除く)の6日間
  - (2) 機械警備業務管理者  
平成9年6月2日(月)から6月5日(木)までの4日間
- 2 講習場所  
水戸市元山町一丁目7番16号ときわ会館2階会議室

3 受講人員

- (1) 警備員指導教育責任者講習 7 0 名
- (2) 機械警備業務管理者講習 4 0 名

4 受講資格

(1) 警備員指導教育責任者講習

- ア 最近 5 年間に通算して 3 年以上警備業務に従事している者
- イ 警備員の検定に関する規則に規程する 1 級検定合格者
- ウ 警備員の検定に関する規則に規程する 2 級検定合格後、1 年以上継続して警備業務に従事している者

5 受講手続

(1) 申込期間

ア 警備員指導教育責任者講習

平成 9 年 4 月 2 1 日 (月) から 4 月 2 5 日 (金) まで (ただし、定員になり次第締め切る。)

イ 機械警備業務管理者講習

平成 9 年 5 月 6 日 (火) から 5 月 9 日 (金) まで (ただし、定員になり次第締め切る。)

(2) 申込場所

茨城県内の各警察署生活安全課、係

(3) 申込方法

申込場所に次の書類を持参すること (郵送による申込は認めない。)

ア 受講申込書 2 通、警備員指導教育責任者講習申込者は受講申込書外

- ・ 最近 5 年間に通算して 3 年以上警備業務に従事している者は警備業者等の作成にかかる警備業務従事証明書及び履歴書
- ・ 警備員の検定に関する規則に規程する 1 級検定合格者は 1 級検定合格証の写し
- ・ 警備員の検定に関する規則に規程する 2 級検定合格者は 2 級検定合格証の写し及び警備業者等の作成にかかる警備業務従事証明書

イ 写真 (申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチ、横 2. 4 センチ大) 2 枚

ウ 印鑑

(4) 講習手数料

警備員指導教育責任者講習手数料 (3 1, 0 0 0 円) ・ 機械警備業務管理者講習手数料 (3 4, 0 0 0 円) は、茨城県収入証紙により申込時に納入すること。

6 その他

- (1) 講習開始日は、午前 8 時 3 0 分までに受付を終了すること。
- (2) 筆記用具を持参すること。
- (3) 詳細は、茨城県警察本部生活安全総務課 (0 2 9 - 2 2 4 - 2 1 1 1 内線 3 5 2 3) へ問い合わせること。

茨城県公安委員会告示第 1 1 号

道路交通法施行令 (昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号) 第 1 3 条第 1 項の規定により、緊急自動車の指定を行ったので公示する。

平成 9 年 4 月 3 日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 3 6 8	土浦88に4 6 4 3	ニッサン 8年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
3 3 6 9	水戸88に4 5 8 4	” ”	”	”
3 3 7 0	土浦88に4 6 4 4	” ”	”	”
3 3 7 1	土浦88に4 4 5 4	トヨタ 8年式	公益応急作業用(ガス事業)	東部ガス(株)茨城南支社

## 公 告

### ●茨城県土地利用基本計画の変更

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき昭和50年6月10日付けで定めた茨城県土地利用基本計画について、平成9年3月25日付けで次のとおりその一部を変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき公表する。

なお、関係図書は、茨城県企画部水・土地計画課並びに関係する市役所及び町村役場において一般の閲覧に供する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

土地利用基本計画図

変更の要旨は次のとおり。

変更地域	拡大・縮小の別	関 係 市 町 村 名	変更区域面積
農業地域	縮 小	水戸市、古河市、結城市、ひたちなか市、茨城町、友部町、関城町、協和町、総和町、藤代町	7 2 4 ha
森林地域	縮 小	土浦市、下妻市、水海道市、笠間市、岩井市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、小川町、美野里町、岩瀬町、大洋村、麻生町、牛堀町、潮来町、北浦村、玉造町、江戸崎町、美浦村、阿見町、茎崎町、桜川村、東町、出島村、伊奈町、関城町、真壁町、協和町、八千代町、総和町、三和町、利根町	7 2 3 ha

### ●争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合猿島支部執行委員長千葉國光から、平成9年3月25日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

賃金引き上げ等に関する要求

2 日 時

平成9年4月5日以降本問題が解決するまでの期間

3 場 所

日本赤十字労働組合猿島支部の組合員が従事する職場

4 争議行為の種類

あらゆる形の争議行為を実施する。

◎シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第46号の規定に基づき、平成3年7月26日付けで同法第47条第1項に規定する業務を行うものとして指定した次の者について、住所及び事務所の所在地に変更があったので、同法第48条において準用する同法第24条第4項の規定に基づき公示する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称 社団法人阿見町シルバー人材センター  
住 所 新 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4671番地の1  
旧 茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1652番地の1  
事務所の所在地 新 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4671番地の1  
旧 茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1652番地の1  
変 更 年 月 日 平成9年4月1日

◎都市計画の図書の縦覧

友部都市計画用途地域の変更に伴い、友部町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

水海道都市計画生産緑地の変更に伴い、水海道市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成9年4月3日

茨城県知事 橋 本 昌

縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## ◎平成 9 年度宅地建物取引主任者に対する講習会の実施

宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 2 2 条の 2 第 2 項（同法第 2 2 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定した講習会を次のとおり実施する。

平成 9 年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

講習実施団体 水戸市金町 3 丁目 1 番 3 号  
 社団法人 茨城県宅地建物取引業協会

講習実施予定日

実施回数	講 習 開 催 日 時	会 場
第 1 2 2 回	平成 9 年 4 月 9 日 (水) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	土浦会場
第 1 2 3 回	平成 9 年 4 月 18 日 (金) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	水戸会場
第 1 2 4 回	平成 9 年 5 月 14 日 (水) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	土浦会場
第 1 2 5 回	平成 9 年 6 月 18 日 (水) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	水戸会場
第 1 2 6 回	平成 9 年 7 月 1 日 (火) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	土浦会場
第 1 2 7 回	平成 9 年 7 月 18 日 (金) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	水戸会場
第 1 2 8 回	平成 9 年 8 月 28 日 (木) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	土浦会場
第 1 2 9 回	平成 9 年 9 月 19 日 (金) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	水戸会場
第 1 3 0 回	平成 9 年 11 月 13 日 (木) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	土浦会場
第 1 3 1 回	平成 9 年 12 月 17 日 (水) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	水戸会場
第 1 3 2 回	平成 10 年 1 月 21 日 (水) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	土浦会場
第 1 3 3 回	平成 10 年 3 月 6 日 (金) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分	水戸会場

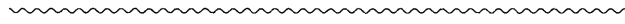
受講場所 水戸会場 水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号  
 水戸市民会館 3 階大会議室  
 土浦会場 土浦市港町 3 丁目 3 0 番 2 3 号  
 サンレイク土浦 2 階大会議室

~~~~~

正 誤

平成9年3月27日付け茨城県報号外第39号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行  | 誤          | 正          |
|-----|----|------------|------------|
| 1   | 16 | 茨城県告示第368号 | 茨城県告示第369号 |



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)